



幼児教育無償化に伴う副食費の免除範囲について

【1号認定（教育）】

区 分	① 国補助 第3子 同時在園		② 県市補助 第3子 同時在園でない		③ 市補助 第3子以降 年齢制限撤廃	
	第1子	第2子				
第1～4階層	A.免除対象 (年収360万未満該当)					
第5～7階層	実費徴収	C.補助対象	A.免除対象	B.補助対象	D.補助対象	

【2号認定（保育）】

区 分	① 国補助 第3子 同時在園		② 県市補助 第3子 同時在園でない		③ 市補助 第3子以降 年齢制限撤廃	
	第1子	第2子				
第1階層～4階層の一部	A.免除対象 (年収360万未満該当)					
第4階層の一部～5階層		C.補助対象	A.免除対象	B.補助対象	D.補助対象	
第6～12階層	実費徴収	C.補助対象	A.免除対象	B.補助対象	D.補助対象	

■ : A. 副食費免除 ⇒ 年収360万円未満相当の世帯の子供又は全所得階層の第3子以降の子ども（1号の方は小学校3年生、2号の方は未就学の児童から数える）

□ : B. 副食費補助（上限額 4,500円）⇒ 免除対象者の要件を満たさない全所得階層の第3子以降の子ども（19歳未満の児童から数える）

■ : C. 副食費補助（上限額 4,500円）⇒ 年収360万円以上相当の世帯の第2子（R2年度より開始）

■ : D. 副食費補助（上限額 4,500円）⇒ 年収360万円以上相当の世帯の第3子以降（19歳以上の兄弟から数える）（R2年度より開始）

□ : 実費徴収